

藤沢市議会議員
山口幸雄様

個人情報の保護に対する認識を欠いた政治活動により、市民の生活に不安と恐怖を与えた市議会議員に対し、公の場での謝罪を促すことを求めるとともに、当該行為に対し藤沢市議会として、その責任ある措置を求める陳情

（陳情項目）

1. 個人情報に対する認識を欠いた行為を行った原田伴子市議会議員に、公の場での謝罪を行うよう、藤沢市議会として求めてください。
2. 個人情報保護の観点から、当該行為に対する、藤沢市議会としての見解を明らかにし、その責任ある措置を講じてください。

（陳情理由）

昨年9月、原田伴子藤沢市議会議員が、「ふじさわ市民の党ニュース10・10月善行地区特別号（発行者原田トモコ・タケル事務所）」において、一部の善行地区地域経営会議委員の名前と住所を無断で記載し、不特定多数に複数回にわたり配布する行為がありました。

同ニュースでは、住所を公表するにとどまらず、各委員宅に直接の問い合わせを促す表現すら記載されています。

さらに、このニュースの内容は、地域経営会議の活動に対する一方的な批判であり、委員の自由な発言に圧力を加えるもので、政治的な悪意さえ感じられます。

委員の中には、この行為により、個人が平穏な日常生活を営むことが侵されたり、家族に同様の被害が及んだりといった不安や恐怖を覚えるなど、精神的な苦痛を訴える者もありました。

この件に関して、地域経営会議「ぜんぎょう」として、昨年11月に藤沢市議会を通して当該市議会議員へ抗議と公の場での謝罪を申し入れましたが、結局納得のいく回答をいただくことができませんでした。

社会通念上、知る権利と同様、個人情報の取り扱いについては、社会全体で十分配慮すべきことが当然の時代となっております。

とりわけ、個人情報については、個人の財産、権利に計り知れない影響を及ぼすものなので、この情報は取り扱う者が細心の注意を払うとともに、当然のことながら、公表されている個人情報についても、使用にあたっては、本人の了承を得ることが然るべき配慮と考えます。

藤沢市個人情報保護条例においても、市長及び各行政機関と同様に、議会も個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護につとめなければならないと明確に記されております。

にもかかわらず、本件のように、個人の了承がないままに、その情報を意図的に広く公表した当該市議会議員の行為は、個人情報に対する認識を欠いた、市民に対する背信行為であり、断じて許すことはできません。

個人情報の取り扱いについては、取り扱う側の認識がとりわけ肝要で、こと公職に身を置く者の行為や発言が市民に及ぼす影響は大きく、そのことが招く結果については予想の範疇であると考えております。

この行為を看過するような事態となれば、藤沢市議会に対する信頼が著しく低下することにもなりかねません。

つきましては、市民の日常生活に混乱や不安を与えたことについて、藤沢市議会に対し、陳情項目1、2についての措置を陳情します。

2011年2月15日



藤沢市善行1丁目2番地の3
地域経営会議「ぜんぎょう」
委員長 板垣 力

